平成１９年（再イ）第２２号
三重県松阪市高町689番地11
再生債務者　松島　亮一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年11月13日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成23年10月18日　　津地方裁判所松阪支部

平成１９年（再イ）第７９１号
東京都北区上中里２―19―１
再生債務者　中山　信一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年12月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再イ）第３６０号
東京都江戸川区中央２―８―23
再生債務者　金子　　仁
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年１月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再イ）第２２３号
北九州市小倉南区横代北町５丁目19番５号
再生債務者　吉武　敏江
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年12月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年10月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第４１号
神奈川県足柄上郡山北町平山573番地３
再生債務者　戸村志眞子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年10月19日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第１号
京都府南丹市園部町新町79番地
再生債務者　上田　庄治
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月17日から平成23年11月24日まで
京都地方裁判所園部支部再生係

平成２３年（再口）第１３号
神戸市須磨区道正台１丁目１番５―202号
再生債務者　村上　昌夫
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月21日から平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再口）第１４号
神戸市須磨区道正台１丁目１番５―202号
再生債務者　村上みち子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月21日から平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再口）第１９号
神戸市東灘区本山南町２丁目13番12―105号
再生債務者　西阪　　一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月14日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月21日から平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再口）第１００９９号
埼玉県所沢市小手指南６―11―21
再生債務者　島津　　清
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月15日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月29日から平成23年12月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第１１号
仙台市泉区南中山３丁目14番地の13
再生債務者　白石　好隆
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月30日から平成23年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再口）第１０１０５号
埼玉県草加市金明町618―１―103
再生債務者　後藤　雄二
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月30日から平成23年12月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第７６号
大阪府高槻市芥川町４丁目９番９号
再生債務者　山内　公春
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月16日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月21日から平成23年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第１１号
高知市上町４丁目10番30号
再生債務者　森田　憲一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年11月17日まで
4　一般異議申述期間　平成23年11月24日から平成23年12月８日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再口）第１００４５号
東京都杉並区和田１―32―14　ルーブル中野富士見町参番館305
再生債務者　山川　洋一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年11月１日まで
平成23年10月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第１００４９号
東京都荒川区南千住６―41―10―623
再生債務者　濱田　幸一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年９月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年11月２日まで
平成23年10月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再口）第３９号
大阪市浪速区下寺３丁目19番３号
再生債務者　森村　雄一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年11月16日まで
平成23年10月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再口）第５号
青森県つがる市稲垣町千年中繁り35番地１
再生債務者　佐々木豊光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年10月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年11月17日まで
平成23年10月20日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係